

令和9年度（2027年度）しがアートコラボレーション事業

募 集 要 項

1 目的

びわ湖芸術文化交流センター Biwako Arts & Communication Center（以下「BiWACC」という。）は、芸術文化の魅力を発信し、対話や交流を育むことで、芸術文化への参加を広げ、創造的で人とひとが響き合う、文化力に満ちた滋賀の未来づくりに貢献することを使命として活動しています。

本事業は、この BiWACC の使命を踏まえ、県内各地で展開される芸術文化活動を協働というかたちで支え、多様な感性が息づき、文化や芸術を育む土壌をつくることを目的に実施します。単なる公演や展示にとどまらず、教育、福祉、観光、産業、まちづくりなどさまざまな分野と芸術文化を結び付けることで、新たな地域の魅力や人と人との交流をつくり、その中で新しく生み出される価値観や感動が、地域の活力へとつながっていくことを目指します。

2 協働の対象

（１）対象となる提案者

滋賀県内の公立文化ホールおよび芸術文化拠点となる場所の管理運営者。

滋賀県内に所在地または活動拠点がある芸術文化活動者。

（個人、団体、法人は問いません。）

なお、自治体は対象となりません。

また、滋賀県暴力団排除条例 第2条に該当するものは応募することができません。

（２）対象となる活動期間

令和9年（2027年）5月1日（土）以降に開催し、令和10年（2028年）2月20日（日）までに終了する活動

（３）対象となる活動場所

滋賀県内

（４）協働する事業内容

下記の事業を募集します。

1者につき、1事業のみ提案が可能です。

①地域資源や多彩なジャンルの才能を掛け合わせるにより、新たな地域文化の創造を目指す意欲的な芸術文化事業

②地域コミュニティや企業との連携など、県民の継続的な関心を引き出すような取組により、芸術文化関係者のネットワーク拡大、人材育成及び活動基盤強化に資する芸術文化事業

（５）対象となる事業の要件

- ・ 芸術文化事業であること。
- ・ 事業費が50万円以上となる事業規模であること。
- ・ 広く一般に公開され、県民が参加および鑑賞できるものであること。
- ・ 人が集まるイベントを開催するものであること。
（リサーチを目的とする事業などの場合は、その成果発表を行うこと。）
- ・ 原則として、入場料収入等の事業収入を得て実施するものであること。

(6) 対象とならない事業例

- ・すでに企画制作されたパッケージを購入した展示や公演
- ・出版物の刊行・販売、制作物の販売など対象となる活動期間終了後も収益が見込まれる活動
- ・団体の総会、集会、講習会等の活動、定期上演・上映
- ・地域住民の懇親を目的とした定例の祭りやイベント
- ・限られた人や特定の地域の方のみが参加できるもの
- ・コンクール、コンテストを主な目的とするもの
- ・政治活動や宗教活動を目的とするもの
- ・慈善事業への寄付を主な目的とするもの
- ・著作権を侵害したり、人の尊厳を傷つけたりする恐れがあるもの
- ・公序良俗に反するもの
- ・他の事業の一部として開催されるもの
- ・対象経費の全てが需用費・原材料費(物品を購入する経費)のもの
- ・実施内容の大部分を同一の外部事業者が発注するようなもの
- ・併用を禁じる助成金・補助金を受けて実施するもの

3 協働内容

(1) 業務分担

《別記1》のとおり

※事業費の執行・会計事務は、原則提案者が行います。

事業に必要な資金をご用意の上、お取り組みください。

(2) 経費の分担

事業費のうち対象経費について財団が負担金を支出します。

① 対象経費

《別記2》のとおり。

令和9年(2027年)5月1日以降に発生した経費を対象とします。(令和9年(2027年)5月1日以降に使用する会場費を、予約のため令和9年(2027年)4月30日以前に支払ったものは対象経費に含めてもかまいません。)

② 負担金の算出方法

BiWACCの負担金額は、対象経費から事業収入《別記3》を差し引いた金額で、150万円以下※とします。

※ BiWACCの負担金額は採択決定通知に記載される金額を上限とし、事業実施後に増額することはできません。

③ 負担金の支払い

(1) 精算払

- ・事業終了後、BiWACCに提出された実績報告書(様式5)、経費内訳書(様式6)および会計書類(6ページ参照)に基づき、負担金額を確定し、お支払いします。
- ・実績報告書および会計書類は、事業終了後1か月以内に提出してください。
- ・実績報告書の提出時には、全ての支払いを済まし、領収書などの会計書類がすべて揃うようにご準備ください。

(2) 概算払

- ・事業終了後の精算払が原則ですが、希望がある場合は、事業実施期間中であっても、次のとおり負担金の概算払の機会に請求が可能です。
支払月の上旬までに、支払請求書(様式7)、発生実績額が確認できる経費内訳書を提出してください。※領収書や請求書のコピーを添付
ただし、請求時期までに事業が終了する場合、概算払請求はできません。

	概算払の対象	請求時期	支払時期
第1回	5月1日～7月31日の発生実績額	7月末	9月
第2回	10月31日までの発生実績額 (受取済分を除く)	10月末	12月

注) 対象経費のうち消耗品費、企画制作費を除く発生実績額を支払い対象とします。

4 提案書の提出

(1) 提出方法

① 右の二次元コードを読み取り、フォームに必要事項を入力の上、申請してください。



② 下記の提案書類をメールでお送りください。

- ・ 企画提案書(様式1)
- ・ 収支予算書(様式2)
- ・ その他関係書類 (提案内容を説明する資料、契約相手方の会社概要など)

※様式はBiWACC ホームページ (<https://biwacc.jp/>) よりダウンロードしてください。

※受付完了メールが届かない場合は、BiWACC まで電話でお問い合わせください。

(2) 提出先メールアドレス art-collaboration33☆biwako-arts.or.jp

※☆を@に変更してメールをお送りください。

(3) 提出期間

令和8年(2026年)9月14日(月)～10月28日(水) 17:00 必着

5 事前相談

提案書を提出する前に、企画内容について相談を受け付けます。

(1) 期間

令和8年(2026年)8月3日(月)～10月21日(水)の(月)、(水)～(日)9:00～17:00の間で、1団体・グループにつき30分以内

(2) 相談方法

原則、Zoom(オンライン)で行います。

Zoomができない場合は、電話あるいは対面(Oh!Me 大津テラス内 BiWACC 事務所)で行います。

(3) 予約

メールでお申し込みください。☆を@に変更してメールをお送りください。

メールアドレス: art-collaboration33☆biwako-arts.or.jp

件名に「アートコラボ事前相談予約」と記入

本文に①名前、②団体名(あれば)、③希望日時(第一希望～第三希望)、④zoom・電話・対面、いずれを希望するか、⑤電話番号を記入し、希望日の1週間前までにお申し込みください。

6 審査

(1) 審査方法

書類審査と対面審査を行い、協働相手先を決定します。

対面審査（ヒアリング）は必要に応じて実施します。対面審査の日程は下記のとおりで、対象者にはメールでご連絡します。

日程：令和8年(2026年)11月27日（金）14:00～19:00

会場：キラリエ草津 303 会議室（滋賀県草津市大路2丁目1番35号）

(2) 審査基準

① 以下の基準を満たす事業を採択します。

- ・ 本事業の趣旨に理解があること
- ・ 連絡や会計処理が適切に行える体制であること

② 以下5つの基準で審査を行います。

- ・ 実現可能性：事業の実施・進捗管理ができる体制、活動内容、予算、スケジュールが具体的に記載されており、その内容に実現性があるか。
- ・ 必要性：当該地域や当該活動団体であるからこそ取り組むことのできる内容の文化芸術活動であるか。
- ・ 発展可能性：単発の成果にとどまらず、継続的な関係性や場を生み出そうとしているか。
- ・ 波及性：専門家だけで完結せず、地域の多様な主体（非専門家や当事者を含む）が関わる余白が設計されているか。
- ・ チャレンジ性：応募者の独創的な企画であるか。

③ 次の観点を含む事業について、加点します。

滋賀県内の公立文化ホールスタッフが地域の人材・知見・関係性をつなぐ役割を果たす企画

(3) 審査の結果

令和9年(2027年)1月上旬に内定通知を行います。

(4) 事業実施計画の提出

内定後は、審査コメントを参考に令和9年（2027年）4月21日（水）までに事業実施計画書（様式3）および収支予算書（様式2）を提出してください。

7 スケジュール

令和8年(2026年)	
8月3日(月) ～10月21日(水)	事前相談 ※要事前申込
※基本は月、水～日 9:00～17:00の間	
9月14日(月) ～10月28日(水) 17:00(必着)	企画提案書(様式1) および収支予算書(様式2) 提出期間
11月27日(金) 14:00～19:00	対面審査 会場:キラリエ草津 303会議室
令和9年(2027年)	
1月上旬	内定通知
4月21日(水)	事業実施計画書(様式3) および収支予算書(様式2)、口座振込依頼書(様式4)の提出期限
5月1日(土) ～令和10年2月20日(日)	決定通知 事業実施期間
5月	しがアートコラボレーション事業 第1回ネットワーク会議への出席
事業終了後	報告書(様式5) および経費内訳書(様式6)の提出 ⇒ 報告書提出後、精算
令和10年(2028年)	
2月～3月	しがアートコラボレーション事業 第2回ネットワーク会議への出席

8 事業実施にあたっての注意点

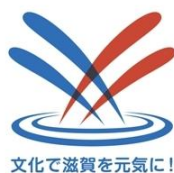
(1) BiWACC 広報媒体での情報発信

採択事業については、提案者の名称、事業の概要等を BiWACC の印刷物やホームページ・SNS 等で情報発信させていただきます。

(2) チラシ等広報物の作成

チラシ等の広報物の作成は、提案者と BiWACC が双方協議して進めます。作成にあたっては、事前に BiWACC に連絡してください。また、広報物には以下の事項を表記してください。

- ・ロゴマーク3点



- ・「主催 びわ湖芸術文化交流センター (BiWACC)、□□□」
- ・滋賀県芸術文化祭の期間内(令和9年8月下旬～令和10年1月31日予定)に開催のアートコラボレーション事業については、「第57回滋賀県芸術文化祭参加事業」と記載してください。

(3) 進捗報告および実績報告

- ・ BiWACC 担当者とミーティングを適宜行い、事業の進捗状況を共有してください。
- ・ 週 1 回を目安にチケット販売数、申込者数を報告してください。
- ・ 事業終了後 1 か月以内に、実績報告書ほか次の (4) の会計書類をご提出ください。

(4) 会計書類の収集・保管

ア 実績報告書とともに提出する会計書類

対象経費の「領収書」または「請求書と金融機関振込明細票のセット」の写し

(注1) 「領収書」「請求書」には、発行日、宛名、発行者の名称・住所、明細が記されていること。

(注2) 「領収書」「請求書」の宛名は、提案者名と一致させること。(略称不可)

(注3) 経費の支払い時には、現金払いや銀行振り込みのほか、キャッシュレス決済、クレジットカード決済なども利用できますが、提案者名宛ての領収書が必要ですのでご注意ください。

(注4) 会計書類に不備があった場合、その分の経費が認められず負担金額が減額となる場合があります。

イ 会計書類の保管[5年間]

本事業に関する一連の通知、関係書類、関係する帳簿および支出証拠書類(領収書、請求書、金融機関利用明細書等)は、事業終了後、5年間保管してください。

(5) アクセシビリティの向上・鑑賞サポートへの取り組み

障害のある方、外国語話者の方など多様な人が参加・鑑賞できるよう、アクセシビリティの向上・鑑賞サポートに取り組んでください。

※鑑賞サポートにかかる経費も、対象経費に組み入れることが可能です。

【鑑賞サポートの例】

◎聞こえない人・聞こえにくい人のための鑑賞サポート

- ・ 筆談対応
- ・ 手話
- ・ 字幕など文字表示支援
- ・ ヒアリングループなどの聴覚補助機器の設置

◎見えない人・見えにくい人のための鑑賞サポート

- ・ 音声ガイド
- ・ 点字ガイド
- ・ 舞台美術や、楽器の構造についての説明会
- ・ 触知図(触ってわかる図など)や、触れる作品の設置

◎感覚過敏・聴覚過敏の人のための鑑賞サポート

- ・ イアーマフの貸出
- ・ カームダウンスペースの設置

◎外国語話者のためのサポート

- ・ 多言語対応
- ・ 「やさしいにほんご」を用いた情報発信

◎子どもや乳幼児のいる人のためのサポート

- ・ 託児サービスの実施
- ・ 0歳児から鑑賞可能

◎その他

- ・ 車椅子での鑑賞可能
- ・ 補助犬入場可能
- ・ 事前の台本貸出
- ・ リラックスパフォーマンスの実施

(6) 事業内容の変更

止むをえず事業内容を変更(プログラムの一部取り止めも含む)する必要があるときは、事前に BiWACC に連絡してください。

- ・ 承認を受けずに変更した場合は、負担金の支払いができない場合があります。
- ・ 提案者の所在地、代表者などに変更がある場合も、BiWACC に報告してください。

なお、キャンセル料については、9 ページ記載の《別記 2》対象外経費をご確認ください。

(7) 負担金の返金・減額

負担金の支払後でも、経費の虚偽申告や実績報告内容等に事実と相違する点のあることが判明した場合、法令に違反した場合は決定を取消し、負担金を返還していただくことがあります。

(8) ネットワーク会議への出席

採択された全ての事業の提案者の担当者と BiWACC 担当者による事業の実施説明および連携協働の強化を図る会議を年度初と年度末の年 2 回程度予定しています。

(9) 事業評価

事業終了後、BiWACC 担当者と提案者がそれぞれ事業評価を行います。また、可能な限り、他の採択事業にも参加し、相互評価を行ってください。

(10) ハラスメント防止

事業の実施にあたっては、セクシャルハラスメントやパワーハラスメント等のハラスメント防止に十分にご留意ください。

(11) その他

提案者の都合で、中止する場合や事業を計画どおりに実施できる見通しが立たない場合は、採択の決定を取り消すことがあります。また、個人情報の取り扱いが不適切と認められる場合も、BiWACC の判断で中止を求める場合があります。その場合の責任は提案者が負うこととし、負担金の支払いはいたしません。

《別記 1》

業務分担

○が主たる担当者です。△は主たる担当者をサポートする業務を行います。

業 務	財 団	提案者
企画、提案		○
事業概要の決定 (実施計画、予算の決定)	○	○
制作・運営	△注 1	○
広報	△注 2	○注 5
著作権等の手続き		○
個人情報保護の管理		○
事業費の執行		○
入場料等収入	△注 3	○
事業費及び収入額の確定	○	○
精算	○	○
アンケートの実施、集計	△注 4	○
事業報告 [指定様式]		○
事業評価 [指定様式]	○	○

注1 実施計画時、広報計画時、運営計画時に会議を開催し、制作・運営を行います。

注2 広報は協働で行います。チラシ、プレスリリース、広告などの原稿作成や広報時期は、双方協議して進めます。

注3 BiWACC が取引するオンラインチケットやびわ湖ホール及び文化産業交流会館での窓口販売分は BiWACC で収入し、事業費及び収入額の確定後に精算します。

注4 アンケートの質問項目には、BiWACC から提出する項目も入れてください。

注5 広報活動を行う際の「問合せ先」には提案者の連絡先を記載してください。

《別記 2》

◎対象経費

費 目	内 容
諸 謝 金	出演料、登壇料など
旅 費 交 通 費	公共交通機関の利用に係る交通費、高速道路料金、 宿泊料（交通費、高速道路料金は最短経路による）
通 信 運 搬 費	郵送料、道具・作品等運搬費等
消 耗 品 費	制作や発表活動等で使用する物品代等（1 件 10 万円未満）
印 刷 製 本 費	ポスター・パンフレット等デザイン料、印刷費等
広 告 宣 伝 費	メディア広告料等
委 託 費	脚本、演出、作曲、映像制作、デザイン等
手 数 料	ピアノ調律料等
使用料及び賃借料	会場設営費、会場撤去費、レンタカー使用料、衣装や舞台美術などのレ ンタル料、著作権使用料等 会場使用料
保 険 料	イベント保険料
企 画 制 作 費	下記注※1～2を参照

※1 企画に係る提案者自身の人件費を「企画制作費」として申請することができます。
ただし「企画制作費」金額上限は、企画制作費を除いた対象経費の 15%以内かつ 30 万
円以内とします。

※2 「企画制作費」以外は、外部発注に係る経費のみを対象とし、申請者自身で行った業務
への支払いは対象となりません。

◎対象外経費

(ア) 提案者及び提案者の構成員との取引に係る経費

- ・ 提案者の団体運営費
- ・ 提案者と雇用関係にある職員やスタッフへ支払われる人件費
- ・ 提案者が管理運営する会場の施設使用料及び付帯設備使用料
- ・ 銀行振り込み手数料
- ・ 印紙代

(イ) 事業終了後に財産となりうるものの購入や制作経費

- ・ 税込単価 10 万円以上の物品購入費
- ・ 楽譜購入費
- ・ 作品購入費

(ウ) 個人に利益を還元するもののほか協働事業に馴染まない経費

- ・ 賞金（表彰状は除く）
- ・ 参加者へ配布するグッズの経費
- ・ クラウドファンディングの返礼品
- ・ 食糧費
- ・ キャンセル料

ただし、台風、地震等の天災、感染症の拡大、その他不可抗力によって発生した
キャンセル料については、契約書等に規定がある場合に限り対象とする場合があ
ります。

- ・ 提案者の会計から支出されていない経費（「企画制作費」を除く）

上記に記載のない経費の判断に迷う場合は BiWACC までご相談ください。

《別記 3》

事業収入

費 目	内 容
入場料収入	
参加料収入	
販売収入	グッズ、プログラム販売等
広告収入	事業の主たる目的として、広告を掲載するメディアを作り、得る収益
補助金収入	
助成金収入	本事業の開催を目的として交付された助成金については、事業収入に計上してください。判断に迷う場合は、BiWACCにご相談ください。
その他の収入	その他収入が発生する場合は、BiWACCにご相談ください。

※ 提案者への寄付金、協賛金は事業収入に含めません。

【参考】これまでの採択事業

令和 7 年度滋賀県アートコラボレーション事業の年間報告書はこちらをご覧ください。

<https://biwacc.jp/uploads/2026/04/report-R7-FIX.pdf>



令和 8 年度滋賀県アートコラボレーション事業 採択事業一覧はこちらをご覧ください。

<https://biwacc.jp/topic/1467/>

